

ハラスメント0の大学



ハラスメントに対する 神戸常盤大学の基本的な考え方

ハラスメントに関わる問題は、個人の人格を深く傷つける
人権侵害であり、決して許されるものではありません。
神戸常盤大学は、大学全体でハラスメントの徹底的な
防止と根絶に取り組みます。



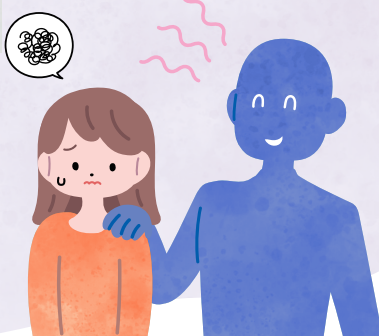
ハラスメントを受けたと感じたら…

- 1 あなたが相手の行動を「不快だ」と感じたら、言葉と態度で相手にはっきりと「自分は望んでいない」「いやだ」ということを伝えましょう。
- 2 意思表示をしても効果がない、意思表示がしたくてもできない、そのような場合は一人で悩まないで周囲の信頼できる人または「学内相談窓口」に相談しましょう。
- 3 「いつ、どこで、だれに、何をされた、どう思った」などについて『記録』を残しておきましょう。
- 4 もし、あなたがハラスメントを見かけたら、加害者に対して「それはハラスメントです」「傷つきますよ」などの言葉をかけましょう。相談窓口に行くようにすすめ、必要なら付添いや証人になってあげましょう。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な
発言、行為等

- 例
- 性的な冗談や容姿・身体的な特徴を言う
 - お酒の席でお酌を強要したり、身体接触をする
 - 性別などを理由に、人格を認めない発言をする
 - 性的な内容の噂を流し、修学環境を悪化させる



ハラスメントって…

パワー・ハラスメント

地位または職務上の権限などを利用した、
相手の意に反する不適切な発言、行為等

- 例
- 人前で罵倒したり、尊厳を傷つける内容の言動を行う
 - 特定の者に対し嫌がる言動を繰り返す
 - 職務上の地位を利用して、必要以上に私的なことに立ち入る



一人で悩まずに、まずは相談してみましょう

相談窓口はこちら

アカデミック・ハラスメント

優位な立場や権限を利用した、
相手の意に反する不適切な発言、行為等

- 例
- 学生が求めても、教育・研究上の指導をしない
 - 教員が指導の域を超えて人格を否定する言動を行う
 - 権限を持つ教員が教育・研究とは関係ない私的な用事を不必要に強いる



学内相談窓口

ハラスメント防止対策委員会

連絡先

harassment@kobe-tokiwa.ac.jp



学生支援課

開室時間 平日 9:00～17:00
土曜日 9:00～14:00
場所 本館4階 学生支援課
連絡先 078-611-1822 (直通)

ハラスメント相談員は各学科に1名と学生支援課職員で構成されています。

まよったら気軽にご相談ください

相談の流れ

相談者



学内相談窓口



ハラスメント
防止対策委員会

相談内容に応じて
適切に対応します

学外の主な相談機関

兵庫県立
男女共同参画
センター・イーブン



神戸市男女
共同参画センター
「あすてっぶKOBE」



特定非営利活動
法人(NPO)
アカデミックハラスメント
をなくすネットワーク



ハラスメント相談 Q&A

はじめて相談するとき、誰でも不安を感じると思います。
そんな不安を軽減するために、ハラスメント相談Q&Aを紹介します。

Q1 相談員の誰に相談すればよいか、迷うのですが…。

A あなたの所属に関わらず、どの相談員にでも相談することができます。
まずは、あなたの相談しやすい相談員へメールや電話で連絡してください。

Q2 相談して、秘密が漏れることはないのですか？

A 相談員から秘密が漏れることはありませんので、安心してご相談ください。また、解決のために、相談者の了解を得てから、必要最小限の関係者に事情を説明することありますが、その場合でも、秘密は固く守られます。

Q3 ハラスメントに当たるかどうか、よくわからないのですが、相談できますか？

A ハラスメントに当たるか分からなくても、困っていたら、まずは相談しましょう。
どうしたら状況がよくなるか、相談員と一緒に考えていきます。

Q4 相談員に連絡したら、その後、どういう流れになるのでしょうか？

A まず、相談員が相談者のお話をお聞きます。
相談者と相談しながら、なるべく相談者の気持ちに沿って対応していきます。

Q5 具体的には、どのような対応の方法があるのですか？

A 相談内容と相談者の希望によって、様々な対応の方法があります。具体的には、相談者が自分で解決する方法をアドバイスする、状況に合わせて相談者の修学環境を改善する、加害者への指導・注意・処分を行うなどです。相談者と相談しながら、適切な方法を選択していきます。

Q6 相談したら、報復されるのではないかと心配ですが…。

A 相談対応では、必要に応じ、相談者の了解を得てから、関係者や加害者とされる人から事情を聴くことがあります。事情を聴く際には、「報復行為の禁止」について十分説明します。それでも報復行為があった場合は、それ自体が問題になり、相談員が適切な対応を取ります。



神戸常盤大学ハラスメント防止対策委員会
ハラスメント防止対策ガイドライン

